

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

智頭町長 金 兒 英 夫

市町村名 (市町村コード)	智頭町 (313289)	
地域名 (地域内農業集落名)	五月田地区 (五月田集落)	
協議の結果を取りまとめた年月日	令和7年2月27日 (第1回)	

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。  
注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

令和4年5月実施の農業・農地に関するアンケート調査によると、当地区の農業者の平均年齢は67.2歳であり、町平均の70.1歳と比べて低く、現状では耕作を行っているものの、10年後の継続は未定である。兼業での休日百姓には限界があるが、作業の委託先もなく、農業機械や資材等の高騰による経営面での負担も大きい。水路の維持が困難であったり、作業道により土砂の流出がひどく、営農を行ううえでの環境が悪い。

(2) 地域における農業の将来の在り方

農地は良好であるので、可能な限り耕作を継続していく。地域での話し合い継続などにより、所有者が耕作不能になった場合の引き継ぎがスムーズに行える体制づくりを進める。第6次産業として生活できるように、米以外の作物(特産品)の開発を検討する。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	6.6 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	6.0 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

智頭町大字大背(五月田集落)地内で、小規模な畑を除き、現在耕作が行われている比較的条件の良い農用地とする。

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1)農用地の集積、集約化の方針
現状では後継者がいるのでスムーズに行っている。
(2)農地中間管理機構の活用方針
状況にあわせて検討する。
(3)基盤整備事業への取組方針
用水路等の活用(施設の老朽化)を検討する。
(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針
地域内の加工場の活用、農地の有効利用、特産品の開発などにより、幅広く担い手を確保する。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
必要に応じて、一時的な活用を検討する。

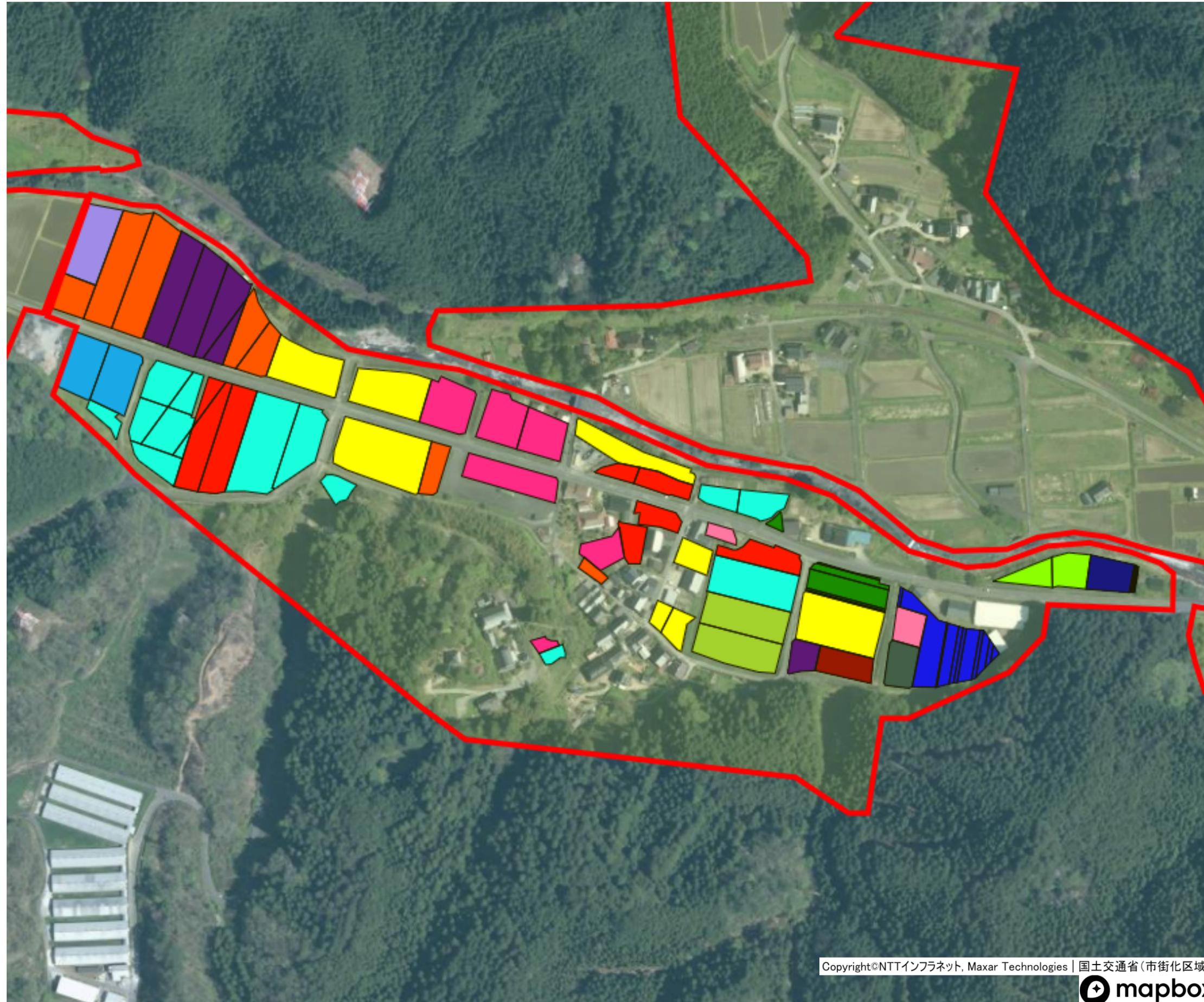
以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

<input type="checkbox"/> ①鳥獣被害防止対策	<input checked="" type="checkbox"/>	②有機・減農薬・減肥料	<input type="checkbox"/>	③スマート農業	<input type="checkbox"/>	④輸出	<input type="checkbox"/>	⑤果樹等
<input type="checkbox"/> ⑥燃料・資源作物等	<input checked="" type="checkbox"/>	⑦保全・管理等	<input type="checkbox"/>	⑧農業用施設	<input type="checkbox"/>	⑨その他		

【選択した上記の取組方針】

- ②雑草の被害対策として、減農薬など、効果のある方法を探る。
- ⑦ほ場整備後約30年が経過し、損傷がひどい場所が有る。修繕・管理方法等について検討する。

# 五月田地区目標地図



目標地図(確定)

- A
- B
- C
- D
- E
- F
- G
- H
- I
- J
- K
- L
- M
- N
- O
- P
- Q